（別紙）

○社会福祉主事の資格に関する「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」の読替えの範囲等について（平成２５年３月２８日社援発０３２８第３号）

１　厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲

社会福祉法第１９条第１項第１号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。） については、「社会福祉主事の資格に関する科目指定」に定められているところであるが、その科目の読替えの範囲は次のとおりとする。

なお、指定科目の名称及び読替の範囲に掲げる科目の名称（以下「科目名」という。）が次のいずれかに該当する場合については、読替の範囲に該当するものとして取り扱って差し支えない。

（１）科目名の末尾に、「原論」、「（の）原理」、「総論」、「概論」「概説」、「論」、「法」、「（の）方法」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合

（２）「社会福祉主事養成機関における授業科目の目標及び内容について」の別添「社会福祉主事養成機関における授業科目の目標及び内容」（以下「シラバス通知」という。）に示す教育内容が全て含まれる場合であって、科目名の末尾に「Ⅰ、Ⅱ」等が加わることにより、複数の科目に区分され、かつ、当該区分された科目の全てを行う場合

（３）（１）及び（２）のいずれにも該当する場合

　　（例１）　「社会政策」に相当する科目を行う場合

　　　・（１）に該当する場合　「社会政策論」、「社会政策総論」等でも可。

　　　・（２）に該当する場合　「社会政策Ⅰ」及び「社会政策Ⅱ」等でも可。

　　　・（３）に該当する場合　「社会政策論Ⅰ」及び「社会政策論Ⅱ」等でも可。

　　（例２）　「介護概論」に相当する科目を行う場合

　　　・（１）に該当する場合　「介護福祉原論」、「介護福祉総論」、「介護福祉学総論」等でも可。

　　　・（２）に該当する場合　「介護概論Ⅰ」及び「介護概論Ⅱ」等でも可。

　　　・（３）に該当する場合　「介護福祉概説Ⅰ」及び「介護福祉概説Ⅱ」等でも可。

|  |  |
| --- | --- |
| 科目名 | 読替えの範囲 |
| 社会福祉概論 | 社会福祉、社会事業、社会保障制度と生活者の健康、現代社会と福祉 |
| 社会福祉事業史 | ①社会福祉事業史、社会福祉発達史、社会事業史、社会福祉の歴史 |
| ②日本社会福祉事業史と西洋社会福祉事業史を履修していること |
| 社会福祉援助技術論 | ①社会福祉援助技術、社会福祉方法、社会事業方法、ソーシャルワーク、相談援助 |
| ②相談援助の基盤と専門職及び相談援助の理論と方法の２科目 |
| 社会福祉調査論 | 社会調査統計、社会福祉調査、社会福祉統計、社会福祉調査技術、ソーシャルリサーチ、福祉ニーズ調査、社会調査の基礎、社会調査 |
| 社会福祉施設経営論 | 社会福祉施設経営、社会福祉施設運営、ソーシャルアドミニストレーション、社会福祉管理、社会福祉管理運営、福祉サービスの組織と経営 |
| 社会福祉行政論 | 社会福祉行政、社会福祉行財政、福祉行財政、社会福祉法制、社会福祉法、社会福祉計画、ソーシャルプランニング、福祉行財政と福祉計画 |
| 社会保障論 | 社会保障、社会保障制度と生活者の健康、社会保障制度 |
| 公的扶助論 | 公的扶助、生活保護、生活保護制度、低所得者に対する支援と生活保護制度 |
| 児童福祉論 | ①児童福祉、児童家庭福祉、子ども家庭福祉、こども家庭福祉 |
| ②児童・家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度並びに家庭福祉論及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの２科目 |
| 家庭福祉論 | ①家庭福祉、母子福祉、母子寡婦福祉、婦人保護、ファミリーサポート、家族援助 |
| ②児童・家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度並びに児童福祉論及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの２科目 |
| 保育理論 | 保育 |
| 身体障害者福祉論 | ①身体障害者福祉 |
| ②障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児（・）者福祉（身体障害者福祉と知的障害者福祉を含んでいるものに限っては身体障害者福祉と知的障害者福祉の２科目に該当する。） |
| 知的障害者福祉論 | ①知的障害者福祉 |
| 知的障害者福祉論精神障害者保健福祉論 | ②障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児（・）者福祉（身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の内容を全て含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の２科目に該当する。） |
| 精神障害者保健福祉、精神保健福祉、精神衛生、精神保健、精神医学、精神障害者福祉 |
| 老人福祉論 | 老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度 |
| 医療社会事業論 | 医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク |
| 地域福祉論 | 地域福祉、協同組合、コミュニティ（ー）ワーク、コミュニティ（ー）オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、コミュニティ（ー）福祉 |
| 法学 | 法律学、基礎法学、法学入門 |
| 民法 | 民法総則、民法入門 |
| 行政法 |  |
| 経済学 | 経済、基礎経済、経済学入門 |
| 社会政策 | 社会政策、労働経済 |
| 経済政策 |  |
| 心理学 | 心理、心理学理論と心理的支援、心理学入門 |
| 社会学 | 社会理論と社会システム、社会学入門 |
| 教育学 | 教育、教育学入門 |
| 倫理学 | 倫理、倫理学入門 |
| 公衆衛生学 | 公衆衛生、公衆衛生学入門 |
| 医学一般 | ①医学知識、医学、医学入門、一般臨床医学、人体の構造と機能及び疾病、人体の構造（・）機能（・）疾病 |
| 医学一般リハビリテーション論 | ②人体の構造と機能及び疾病の成り立ちと回復の促進を履修していること。 |
| リハビリテーション、リハビリテーション医学、リハビリテーション入門 |
| 看護学 | 看護、基礎看護、看護学入門 |
| 介護概論 | 介護福祉、介護、介護知識、介護の基本、介護学入門 |
| 栄養学 | 栄養、栄養指導、栄養（・）調理、基礎栄養学、栄養学入門 |
| 家政学 | 家政、家政学入門 |
|  |  |

２　個別認定

上記１の読替えの範囲に含まれない名称の科目であっても、授業内容が指定科目に合致するものについては、個別に審査のうえ認定することとするので、該当する大学及び短期大学は、原則として授業を開始しようとする日の６ヶ月前までに別記様式により社会・援護局福祉基盤課長あて照会されたいこと。

なお、指定科目のうち、社会福祉主事養成機関等指定規則の別表第１に定める科目と同一の名称の科目に係る個別審査については、シラバス通知に示す各授業科目の目標及び内容に対応しているか否かを判断基準とするので、留意されたいこと。この場合、既に「社会福祉士及び介護福祉士法第７条第一号に基づく指定科目、同条第二号に基づく基礎科目および第３９条第二号に基づく社会福祉に関する科目の読替えの範囲について」に基づき個別認定を受けている科目については、この通知による個別認定を受けたものとみなすものとすること。

（参考）

○社会福祉主事の資格に関する科目指定（昭和２５年厚生省告示第２２６号）

社会福祉主事の設置に関する法律第２条第１項第１号の規定による社会福祉に関する科目を次のように指定する。

社会福祉主事の資格に関する科目指定

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学、家政学のうち三科目以上

※　昭和56年４月１日から平成12年３月31日までに履修した者については、次の科目が適用される。（平成12年度に大学等に在籍した者は上記の科目でもよい。）

　　社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論（精神薄弱者福祉論）、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論のうち三科目以上

※　昭和56年３月31日までに履修した者については、次の科目が適用される。

　　社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論、修身のうち三科目以上

○社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）

（資格等）

第１９条　社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

一　学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

二　厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

三　社会福祉士

四　厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

五　前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（下記参照）

○社会福祉法施行規則（昭和２６年厚生省令第２８号）

（法第１９条第１項第５号に規定する厚生労働省令で定める者）

第１条の２　社会福祉法第１９条第１項第５号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　精神保健福祉士

二　学校教育法に基づく大学において、法第１９条第１項第１号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院への入学を認められた者

|  |  |
| --- | --- |
|  | ***生活相談員の取扱に関するＱ＆Ａ集*** |
|  |  |  |
| 番　号 | 質　問 | 回　答 |
| 1 | 生活相談員の資格要件の４に、「介護保険施設又は通所系サービス事業所において、常勤で２年以上介護等の業務に従事した者（直接処遇職員に限る）」とあるが、「介護保険施設又は通所系サービス事業所」に該当するサービスとはなにか。 | ○県（政令指定都市及び中核市を含む）指定サービス通所介護・通所リハビリテーション・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・特定施設入居者生活介護・短期入所生活介護・短期入所療養介護・○地域密着型サービス認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設・地域密着型特定施設入居者生活介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護が該当します。 |
| 2 | 生活相談員の資格要件の４にある「直接処遇職員」とはどういった者が該当するのか。 | 回答１にある該当するサービスにおいて、管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、栄養士、介護支援専門員等、介護保険の人員基準上記載の必要がある職種に従事していた者が該当します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　なお、事務職員、清掃員、サービス提供責任者、福祉用具専門相談員等は該当しませんので、ご注意ください。 |
| 3 | 生活相談員の資格要件の４にある「２年以上」を証明するにはどうすればよいか。 | 事業所名、職務に従事した日数、業務内容等が確認できるものをご用意ください。（実務経験証明書・在職証明書等） |
| 4 | 生活相談員が急遽休んでしまい、生活相談員を配置できない場合はどうするのか。 | 生活相談員については、通所介護の提供を行う時間数に応じて、専ら当該通所介護の提供に当たる生活相談員が１以上確保されるために必要と認められる数の配置が必要とされていますので、この配置要件を満たさなければ基準違反となります。不測の事態への対応も考慮した人員配置を行ってください。 |
| 5 | 社会福祉主事の任用資格の１つにある「大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者」について、どう証明すればよいか。 | 指定科目の単位を取得したことが確認できるもの（成績証明証等）の写しを添付して下さい。 |